

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）

（第一面）

令和 年 月 日

一般財団法人 宮城県建築住宅センター
理事長 様申請者氏名
又は
建築主氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	宮城県
(3) 省エネ適合性判定 年月日及び番号	年 月 日 第 - 00 - - - 号
(4) 変更の内容	<input type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）
(5) 備考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

[A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容は、チェックに該当する事項となる

次の①から④に該当する変更

- ① 外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更
(外皮面積が変わらない場合に限る。)、または開口部面積が増加しない変更
- ② 通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ③ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更 (制御方法等の変更を含む。)
- ④ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
- その他 ()

・上記チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

<ul style="list-style-type: none"> ・変更前のBEI = () \leq 0.9 … 									
<ul style="list-style-type: none"> ・変更内容は、①または②に該当する変更となる (①, ②併用不可) 									
<input type="checkbox"/> ① 床面積の変更									
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減 <ul style="list-style-type: none"> ・主たる居室面積 … <table border="0"> <tr> <td>変更前 (m²)</td> <td>変更後 (m²)</td> <td>増減率 () %</td> </tr> </table> ・その他の居室面積 … <table border="0"> <tr> <td>変更前 (m²)</td> <td>変更後 (m²)</td> <td>増減率 () %</td> </tr> </table> ・非居室面積 … <table border="0"> <tr> <td>変更前 (m²)</td> <td>変更後 (m²)</td> <td>増減率 () %</td> </tr> </table> 	変更前 (m ²)	変更後 (m ²)	増減率 () %	変更前 (m ²)	変更後 (m ²)	増減率 () %	変更前 (m ²)	変更後 (m ²)	増減率 () %
変更前 (m ²)	変更後 (m ²)	増減率 () %							
変更前 (m ²)	変更後 (m ²)	増減率 () %							
変更前 (m ²)	変更後 (m ²)	増減率 () %							
<input type="checkbox"/> ② 外皮に係る変更 (下記UA値、 η AC値に該当するものに限る)									
<ul style="list-style-type: none"> ・ <input type="checkbox"/> 総外皮面積に変更がないこと ・ 地域区分 () 地域 ・ 変更前のUA 値 = () 基準値のUA 値 = () \times 0.9 変更前 () () … ・ 変更前のηAC 値 = () 基準値のηAC 値 = () \times 0.9 変更前 () () … 									
下記のいずれかの変更 (2つ併用は不可) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200 を超えない変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総外皮面積 (m²) 計算結果 () (0.005) ・ 増加する開口部面積 (m²) … <input type="checkbox"/> 開口部の断熱性能及び日射遮蔽性能が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 (変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合に限る) <ul style="list-style-type: none"> ・ 総外皮面積 (m²) 計算結果 () (0.005) ・ 変更する開口部面積 (m²) … <input type="checkbox"/> 開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 (変更する外皮の面積の合計が総外皮面積の1/100を超えない場合に限る) <ul style="list-style-type: none"> ・ 総外皮面積 (m²) 計算結果 () (0.01) ・ 変更する外皮部分の面積 (m²) … <input type="checkbox"/> 基礎断熱の基礎形状等の変更 									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記<input type="checkbox"/>チェックについて具体的な変更の記載欄 									
(この欄は空欄です)									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付図書等 									
(この欄は空欄です)									
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。									

参考資料
(添付図書としては不要)

住宅（標準計算）の軽微変更ルートの確認方法 早見表

この表の活用方法：軽微ルートの変更がABCどれになるかこの表であたりをつけていただき、該当したルートによって適宜ご対応ください。

- Aに該当した場合：第一面,第二面を作成 ●BorCに該当した場合：第三面でBに該当するかを確認し、Bに該当した場合は第一面,第三面を作成
- Cに該当した場合：省エネ適判の軽微変更を申請し、軽微変更該当証明書を取得した上で第一面を作成

一次エネ面積関係		外皮関係						設備関係		その他
一次エネ面積 (主たる,その他, 非居室)10% 以内の増減	一次エネ面積 (主たる,その他, 非居室)10% 超の増減	総外皮面積	開口部		断熱			設備性能 向上, 性能変更 なし	設備性能 低下	計算に影響しない 変更
		総外皮面積 変更	開口部仕様 向上, 面積減	開口部仕様 低下, 面積増	断熱仕様 向上	断熱仕様 低下	基礎形状の 変更			
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
ルートB	ルートC	ルートC	ルートA	ルートB,C	ルートA	ルートB,C	ルートB,C	ルートA	ルートC	ルートA

※「ルートB,C」とある箇所は変更内容によってB、Cどちらかになるため注意

当社様式の「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）第三面」

を用いることでルートBに該当するか簡易に判断することが可能

※種類の異なるルートBを併用する変更はルートBでなく、ルートCとなる

※ルートB採用に関してはBEIが0.9以下など条件があるため注意

※外皮関係ルートBに関してはその部位の変更範囲（㎡）に条件あるため注意

※長期、性能評価、低炭素、性能向上 等であってルートCに該当する場合、各評価書の変更評価書の取得が必要

※上記はあくまでも早見表です。正しいかどうかはご自身が確認してください。

詳しくは技術的助言 令和6年11月12日 国住参建第2615号（別紙1）を確認してください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/29.html>

住宅（標準計算）軽微変更又は計画変更に該当する変更 ※国住参建第2615号（別紙1）より引用

●軽微変更ルートA（性能を向上させる変更又は結果に影響しない変更）

- イ 外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更
（外皮面積が変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更
- ロ 通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
- ニ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

※該当した場合の具体的な手続き：完了検査申請時に省エネ軽微変更説明書を提出

●軽微変更ルートB（一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更）

変更前の設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量（いずれもその他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し

10%以上少ない建築物消費性能確保計画に係る変更であって、以下に該当する変更

次のイ又はロの変更（イとロの変更を同時に行う場合を除く）

- イ 床面積 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減
- ロ 外皮 外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の0.9倍以下の場合に、次の（イ）から（ニ）のいずれか（同時に二以上の変更を行う場合を除く。）に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。
 - （イ）開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更
 - （ロ）変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更
 - （ハ）変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
 - （ニ）基礎断熱の基礎形状等の変更

※ルートBは判断が難しいため、本様式第三面を用いることで簡易に判別が可能です。適宜ご活用ください。

※該当した場合の具体的な手続き：完了検査申請時に省エネ軽微変更説明書を提出

●軽微変更ルートC（再計算により省エネ基準に適合することが明らかな変更）

軽微変更ルートA,B及び計画変更に該当しない変更

※該当した場合の具体的な手続き：省エネ適判で軽微変更申請を行い、軽微変更該当証明書を取得した上で

完了検査申請時に省エネ軽微変更説明書を提出

●計画変更（建築物省エネ法上の根本的な変更）

次のイからハのいずれかに該当する変更

- イ 建築物の用途の変更
- ロ 【外皮】仕様基準から【外皮】標準計算への変更（その逆も同様）
- ハ 【設備】仕様基準から【設備】標準計算への変更（その逆も同様）
※ロ,ハには仕様基準からたすき掛けに変更する場合も含まれます。

※該当した場合の具体的な手続き：省エネ適判で計画変更申請を行い、適合判定通知書を取得。

完了検査申請時に適合判定通知書を提出

参考資料
(添付図書としては不要)

住宅（標準計算）の軽微変更ルートの確認方法 冷暖房に係るよくある変更の早見表

●暖房、冷房の変更

	3地域（七ヶ宿）、4地域（3、5地域以外の全ての市町村）			
変更前	設置なし	設置なし	ルームエアコン(は)	ルームエアコン(ろ)
変更後	ルームエアコン(は)	ルームエアコン(ろ)	設置なし	設置なし
軽微ルート	ルートC	ルートA	ルートC	ルートC
理由	暖房：向上 冷房：低下	暖房：向上 冷房：変更なし	暖房：低下 冷房：向上	暖房：低下 冷房：変更なし

	5地域（仙台、多賀城、山元）			
変更前	設置なし	設置なし	ルームエアコン(は)	ルームエアコン(ろ)
変更後	ルームエアコン(は)	ルームエアコン(ろ)	設置なし	設置なし
軽微ルート	ルートC	ルートA	ルートA	ルートA
理由	暖房：低下 冷房：低下	暖房：変更なし 冷房：変更なし	暖房：向上 冷房：向上	暖房：変更なし 冷房：変更なし

※上記は冷暖房の変更に対して軽微変更がどのルートになるか簡易に示した表です。

なお、それぞれのルートごとに手続きが異なりますのでご注意ください。

どのような手続きが必要になるかは「【参考】軽微変更早見表」タブをご確認ください。

【参考】冷暖房を「設置しない」と選択した場合に計算上評価される機器

3,4地域	暖房、冷房 設置なし	暖房：FF暖房機
		冷房：ルームエアコン(ろ)
5地域	暖房、冷房 設置なし	暖房：ルームエアコン(ろ)
		冷房：ルームエアコン(ろ)

※「設置しない」を選択した場合、その地域で一般的に用いられている冷暖房設備が設置されるものとして評価されることになります。

その評価に対して変更後の設備が低下する変更であった場合はルートCに該当することとなります。